

# 【令和8年度4月改定版】姫路市結婚新生活支援補助金に関するQ&A

## 【目次】

### 1 所得

Q1-1	所得とは何を指しますか？	P3
Q1-2	いつの所得で判定するのですか？	P3
Q1-3	婚姻を機に離職した場合、または1年を超える育児休暇中の場合の所得はどうなりますか？	P3
Q1-4	貸与型奨学金を返済していた場合、所得から控除できますか？	P3
Q1-5	令和7年中の所得を確認する書類は、源泉徴収票でも構いませんか？	P3

### 2 対象経費

Q2-1	いつ支払った費用が補助の対象になりますか？	P3
Q2-2	補助の対象となる住居費用は何ですか？	P3
<b>&lt;住宅取得&gt;</b>		
Q2-3	住宅を取得した場合、対象となる費用は何ですか？	P3
Q2-4	婚姻前に住宅を購入した場合も、補助の対象になりますか？	P3
Q2-5	住宅取得の際、建物と土地を一体のものとして購入（建売分譲住宅等）し、代金を区分することができない場合、どうなりますか？	P4
Q2-6	住居の契約名義人が夫婦の親であり、夫婦がその親に住宅取得費用相当分を支払っている場合や、夫婦いずれかの名義の口座から住宅取得費用が引き落とされている場合、補助の対象になりますか？	P4
<b>&lt;住宅リフォーム&gt;</b>		
Q2-7	住宅のリフォームについて、対象となる費用は何ですか？	P4
Q2-8	婚姻前に住宅をリフォームした場合も、補助の対象になりますか？	P4
Q2-9	リフォームを行う住宅の所有者は、夫婦である必要がありますか？	P4
<b>&lt;住宅賃借&gt;</b>		
Q2-10	住宅を賃借した場合、対象となる費用は何ですか？	P4
Q2-11	勤務先から住宅手当が支給されている場合、補助の対象になりますか？	P4
Q2-12	婚姻を機に新たに賃貸住宅に入居する場合、婚姻前に支払った敷金・礼金等は補助の対象になりますか？	P4
Q2-13	夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合、補助の対象となる経費は何ですか？	P5
Q2-14	勤務先が家主と賃貸借契約を締結している物件に入居し、勤務先に家賃相当額を支払っている場合、補助の対象になりますか？	P5
Q2-15	家賃を前払いする場合、補助の対象になりますか？	P5
Q2-16	他の公的な家賃補助を受けている場合、補助の対象になりますか？	P5
Q2-17	住居の契約名義人が夫婦の親であるが、夫婦がその親に住宅賃借費用相当分を支払っている場合や、夫婦いずれかの名義の口座から住宅賃借費用が引き落とされている場合は、補助の対象になりますか？	P5
<b>&lt;転居費用&gt;</b>		
Q2-18	引越するために借りたレンタカー代や燃料代は、補助の対象になりますか？	P5
Q2-19	引越時に同引越業者へ支払った「白物家電や家具の取付費用、また、それらを不用品として処分するための費用」は対象になりますか？	P5
Q2-20	新たに購入した家具や家電などを新居へ直接配送してもらう費用は対象となりますか？	P5
Q2-21	夫婦名義以外の住居へ引越する場合（夫婦いずれかの実家へ転居等）、引越費用は補助の対象となりますか？	P6

### 3 その他

Q3-1	年齢は数え年、または満年齢のどちらで計算するのですか？	P6
Q3-2	補助の上限額になるまで何度も申請できますか？	P6
Q3-3	前年度に本補助金を受給した夫婦が補助金の上限額に達していなかった場合、その差額を追加申請できますか？	P6
Q3-4	姫路市以外で婚姻し、その後に姫路市へ転入してきた場合、補助の対象になりますか？	P6
Q3-5	再婚しても対象となりますか？	P6
Q3-6	離婚した場合、補助金を返還しなければならないですか？	P6
Q3-7	親族が同居する場合にも補助の対象になりますか？	P6
Q3-8	生活保護を受給している場合、補助の対象になりますか？	P7
Q3-9	姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金（移住支援金）と併用できますか？	P7
Q3-10	夫婦が外国方式の婚姻をしている場合は、対象になりますか？	P7
Q3-11	申請要件である支援プログラムの講座には、どのようなものがありますか？	P7

## 【1 所得】

### (Q1-1) 所得とは何を指しますか？

サラリーマンの方は、1年間の給与等の収入金額（源泉徴収票の「支払金額」に記載の額）から給与所得控除額を差し引いた金額です。

自営業の方は、1年間の収入（売上金額）から必要経費を差し引いた利益に相当する金額です。

※複数の所得がある場合（例：給与収入＋一時所得など）は、これらを合算した金額となります。

### (Q1-2) いつの所得で判定するのですか？

令和7年1月1日から令和7年12月31日までの、夫婦それぞれの所得の合計額で判定します。

### (Q1-3) 婚姻を機に離職した場合、または1年を超える育児休暇中の場合の所得はどうなりますか？

補助金の交付申請時点において無職の場合や1年を超える育児休業者中であっても、その方と配偶者の所得の合算で判定します。

### (Q1-4) 貸与型奨学金を返済していた場合、所得から控除できますか？

令和7年1月1日から令和7年12月31日の間に返済した金額は控除できます。

※奨学金返還証明書（提出が困難な場合は、領収書や通帳）の写しの添付が必要です。

### (Q1-5) 令和7年中の所得を確認する書類は、源泉徴収票でも構いませんか？

所得証明書が必要です。

※源泉徴収票だけでは、勤務先から支払われた給与や手当以外に収入があった場合、それを把握することができないため、必ず、令和8年1月1日時点で住民登録があった市区町村が発行する所得証明書が必要となります。

## 【2 対象経費】

### (Q2-1) いつ支払った費用が補助の対象になりますか？

令和8年1月1日から令和9年3月31日の間に支払った費用が対象となります。

### (Q2-2) 補助の対象となる住居費用は何ですか？

住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用のいずれか1つです。

### <住宅取得>

### (Q2-3) 住宅を取得した場合、対象となる費用は何ですか？

婚姻に伴う住宅取得費用は、建物の購入費のみが対象です。なお、住宅取得費用をローン支払している場合は、3ヶ月分を上限とします。

※土地購入代、分譲マンションの管理費、住宅ローン手数料、住宅ローン利息については対象となりません。

### (Q2-4) 婚姻前に住宅を購入した場合も、補助の対象になりますか？

婚姻日から起算して1年以内の実施（発注契約）に限り対象となります。

例：婚姻日が令和8年5月5日の場合、令和7年5月6日以降に契約した物件となります。

※ただし、令和8年1月1日以降に支払った費用のみが補助の対象となります。

(Q2-5) 住宅取得の際、建物と土地を一体のものとして購入（建売分譲住宅等）し、代金を区分することができない場合、どうなりますか？

土地取得費用の相当額は対象とならないため、必ず建物のみの取得価格が分かる書類が必要です。

(Q2-6) 住居の契約名義人が夫婦の親であり、夫婦がその親に住宅取得費用相当分を支払っている場合や、夫婦いずれかの名義の口座から住宅取得費用が引き落とされている場合、補助の対象になりますか？

対象になりません。

### <住宅リフォーム>

(Q2-7) 住宅のリフォームについて、対象となる費用は何ですか？

婚姻に伴う住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用が対象となります。なお、リフォーム費用をローン支払している場合は、3ヶ月分を上限とします。

※「倉庫、車庫に係る工事費用」、「門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用」、「エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用」については対象となりません。

(Q2-8) 婚姻前に住宅をリフォームした場合も、補助の対象になりますか？

婚姻日から起算して1年以内の実施（発注契約）に限り対象となります。

例：婚姻日が令和8年5月5日の場合、令和7年5月6日以降に契約した物件となります。

※ただし、令和8年1月1日以降に支払った費用のみが補助の対象となります。

(Q2-9) リフォームを行う住宅の所有者は、夫婦である必要がありますか？

夫婦が所有者である必要はありません。賃貸物件や親族等の所有物件のリフォーム費用でも対象となります。

※ただし、夫婦のいずれか一方が当該住宅に住居登録があり、また夫婦名義でリフォーム工事を契約し、夫婦が費用を支払っていなければなりません。

### <住宅賃借>

(Q2-10) 住宅を賃借した場合、対象となる費用は何ですか？

婚姻に伴う住宅賃借費用は、賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料のみが対象です。

※駐車場代、物件の清掃代、鍵交換代、更新手数料、光熱水費、設備購入代、火災保険料、家財保険料、契約一時金、保証金などについては対象となりません。ただし、賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料と同一の性質のものであることが賃貸借契約書で確認できる場合に限り対象とできます。

(Q2-11) 勤務先から住宅手当が支給されている場合、補助の対象になりますか？

住宅手当分を控除した金額が対象となります。

例：55,000円（1ヶ月の家賃・共益費）－15,000円（1ヶ月の住宅手当）＝40,000円（1ヶ月の補助額）

(Q2-12) 婚姻を機に新たに賃貸住宅に入居する場合、婚姻前に支払った敷金・礼金等は補助の対象になりますか？

対象となります。

※なお、家賃・共益費については、通常、婚姻後の支払い分を対象としますが、住民票等で婚姻を前提に同居していることが確認できる場合は、同居開始日から補助の対象経費とすることができます。

※ただし、いずれの対象経費も令和8年1月1日以降の支払に限りです。

(Q2-13) 夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合、補助の対象となる経費は何ですか？

家賃・共益費が対象となります。また、引越し費用も対象となります。

※なお、家賃・共益費については、通常、婚姻後の支払い分を対象としますが、住民票等で婚姻を前提に同居していることが確認できる場合は、同居開始日から補助の対象経費とすることができます。

※ただし、いずれの対象経費も令和8年1月1日以降の支払に限りです。

(Q2-14) 勤務先が家主と賃貸借契約を締結している物件に入居し、勤務先に家賃相当額を支払っている場合、補助の対象になりますか？

対象となります。

※ただし、勤務先と家主との賃貸借契約書の写しと、給与明細など勤務先への支払いが確認できる書類が必要です。賃貸借契約書の写しがない場合は、勤務先が作成した契約内容(入居者名、物件名と所在地、入居日、賃料・共益費・敷金・礼金・仲介手数料)を確認できるものを添付してください。

(Q2-15) 家賃を前払いする場合、補助の対象になりますか？

対象となります。

例：賃貸借契約に基づき、令和9年4月分の家賃を令和9年3月に支払う場合

(Q2-16) 他の公的な家賃補助を受けている場合、補助の対象になりますか？

他の公的な家賃補助制度の対象となる経費を明確に区分できる場合、その部分を除き対象となります。

例：公営住宅や地域優良賃貸住宅

※地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については、補助の対象外です。

(Q2-17) 住居の契約名義人が夫婦の親であるが、夫婦がその親に住宅賃借費用相当分を支払っている場合や、夫婦いずれかの名義の口座から住宅賃借費用が引き落とされている場合は、補助の対象になりますか？

対象になりません。

## <転居費用>

(Q2-18) 引越しするために借りたレンタカー代や燃料代は、補助の対象になりますか？

引越業者や運送業者を利用して行った、住居の移転に伴う費用が対象であるため、レンタカー代や燃料代は対象外となります。

(Q2-19) 引越し時に同引越業者へ支払った「白物家電や家具の取付費用、また、それらを不用品として処分するための費用」は対象になりますか？

引越業者との同一契約・支払の場合、対象となります。

(Q2-20) 新たに購入した家具や家電などを新居へ直接配送してもらう費用は対象になりますか？

対象になりません。

**(Q2-21) 夫婦名義以外の住居へ引越しする場合（夫婦いずれかの実家へ転居等）、引越費用は補助の対象となりますか？**

対象となります。

※ただし、夫婦が居住する住居であり、引越費用の支払いを夫婦が行っていなければなりません。

### 【3 その他】

**(Q3-1) 年齢は数え年、または満年齢のどちらで計算するのですか？**

満年齢で計算します。

※誕生日の前日に年齢が加算されますので、ご注意ください。

**(Q3-2) 補助の上限額になるまで何度も申請できますか？**

補助上限金額に達していなくても、申請は1回限りです。

※ただし、前年度に本補助金を受給した夫婦が補助金の上限額に達していなかった場合は、その差額の範囲内で追加申請することができます。(Q3-3)をご参照ください。

**(Q3-3) 前年度に本補助金を受給した夫婦が補助金の上限額に達していなかった場合、その差額を追加申請できますか？**

その差額の範囲内で追加申請できます。

※ただし、前年度と同一物件で、未申請の補助対象経費がある場合に限ります。

(例) 賃料・共益費が上限の3ヶ月分に達していない。

※補助の対象経費は令和8年1月1日から令和9年3月31日に支払った費用が対象です。

※補助の対象区分（住宅取得、住宅リフォーム、住宅賃借、転居費用）は、前年度と同じ区分のみとなります。

**(Q3-4) 姫路市以外で婚姻し、その後に姫路市へ転入してきた場合、補助の対象になりますか？**

婚姻を機に、姫路市へ転入してきた場合は対象となります。

※ただし、令和8年1月1日から令和9年3月31日の間に結婚した夫婦に限ります。

**(Q3-5) 再婚しても対象となりますか？**

対象となります。

※ただし、夫婦の双方または一方が、過去に本補助金（他の地方自治体における同様の補助金も含みます）の交付を受けていないことが条件です。

**(Q3-6) 離婚した場合、補助金を返還しなければならないですか？**

返還する必要はありません。

※ただし、偽装結婚等の違法性がある場合は、返還の対象となります。

**(Q3-7) 親族が同居する場合にも補助の対象になりますか？**

対象となります。

※ただし、契約名義が夫婦のいずれかで、かつ夫婦のいずれかが支払っていることが条件となります。

**(Q3-8) 生活保護を受給している場合、補助の対象になりますか？**

対象となります。

※ただし、本補助金の対象となる経費（住居費、転居費用）について、生活保護による生活扶助や住宅扶助、その他の扶助を受給している場合、その部分については対象外となります。

※また、本補助金が生活保護制度における収入と認定される場合もありますので、詳しくは、生活援護室にお問い合わせください。

**(Q3-9) 姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金（移住支援金）と併用できますか？**

姫路市若者世帯郊外U J I ターン補助金（移住支援金）は、移住にかかる住居費、転居費用等に対するものなので、併用できません。

**(Q3-10) 夫婦が外国方式の婚姻をしている場合は、対象になりますか？**

対象になりません。

※ただし、日本国の戸籍に婚姻の事実を記載していれば、対象となります。

**(Q3-11) 申請要件である支援プログラムの講座にはどのようなものがありますか？**

次に掲げる講座のいずれか1つを夫婦ともに受講してください。

① ライフデザイン支援講座

姫路市のライフデザインの機会創出の連携協定先であるメットライフ生命保険株式会社の社員によるライフプランセミナーの受講

② プレコンセプションケアに関する講座

こどもの未来健康支援センター「みらいえ」の動画「プレコンセプションケアってなあに？」の視聴、又は、こどもの未来健康支援センター「みらいえ」主催のプレコンセプションケアセミナーの受講

③ 共家事・共育て講座

共育（トモイク）プロジェクト事務局の動画「共に育てるための夫婦の会話術セミナー」の視聴